

会津若松市公告 第 107 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12号)第118条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和8年3月23日

会津若松市長 室井 照平

1	案件番号	第 2040 号
2	案件名	令和8年度電子複写機用紙の購入に係る単価契約
3	納入場所	会津若松市役所の各課（支所、市民センター等の出先機関を含む。）の指定する場所
4	業種	物品購入
5	概要	仕様書による
6	契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
7	予定価格	<b>B 4判 4,405 円（税率10パーセントの消費税及び地方消費税を含む）</b>
		<b>A 4判 2,937 円（税率10パーセントの消費税及び地方消費税を含む）</b>
		<b>A 3判 3,557 円（税率10パーセントの消費税及び地方消費税を含む）</b>
8	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時（＝開札時をいう。）において次の①から⑦に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	① 会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。	
	② 登録内容	本市に下記物品営業種目の登録がある者 紙 - コピー用紙
	③ 地域要件	市内業者、準市内業者又は県内業者 であること。
	④ 会津若松市入札参加停止等措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。	
	⑤ 納入実績	過去10年以内に、国・地方公共団体へ次に掲げる物品の納入実績を有すること。 コピー用紙
	⑥ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	
	⑦ この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。	
9	入札参加の申込	
	① 提出書類	<b>制限付一般競争入札参加申込書（会津若松市ホームページに掲載）</b>
	② 提出方法	必ず指定様式によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
	③ 提出先	会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
	④ 入札参加申込期間	<b>令和8年3月23日(月) から 令和8年3月30日(月) まで</b> (土日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで)
10	設計図書等の閲覧	
	① 閲覧場所	会津若松市役所ホームページ <a href="https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/">https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/</a> 及び契約検査課閲覧コーナーにおいて閲覧可。
	② 閲覧期間	入札参加申込期間内とする。
11	設計図書等に対する質問	
	① 質問方法	本案件に関する質問は、原則として指定の質問書（会津若松市ホームページに掲載）によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
	② 質問書送付先	会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp (土日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで)
	③ 質問期限	<b>令和8年3月25日(水) 午後5時15分まで</b>
	④ 質問に対する回答	質問書の回答は、後日すみやかに質問者にFAXで回答するとともに、市ホームページに掲載する。
12	入札日時等	
	① 入札日時	<b>令和8年4月1日(水) 午前9時30分</b>
	② 入札場所	会津若松市役所本庁舎5階 5-3会議室（会津若松市東栄町3番46号）

13	入札方法等	
	① 入札時の提出書類及び留意事項	<p>(1) 入札書（会津若松市ホームページに掲載）</p> <p>(2) 委任状（会津若松市ホームページに掲載）（該当のある場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札書及び委任状は、市指定様式により提出すること。</li> <li>市の入札参加資格申請で登録済の「代表者」（委任先を設けている場合には、委任先の代表者）以外の方が入札に参加する場合は、必ず委任状を持参すること。</li> <li>委任状を提出する場合、委任状及び入札書の両方に、委任者（代表者）と受任者（代理人）が記名・押印のこと。</li> <li>委任者（代表者）の印は、市入札参加資格審査申請で登録済の「使用印鑑」で、受任者（代理人）の印は、個人の認印（私印）で可とする。</li> <li>押印は鮮明に行うこと。記入漏れや押印漏れ、記載内容が市入札参加資格申請の登録内容と異なる場合は、委任状及び入札書は無効とする。</li> <li>委任状及び入札書には、入札日（令和8年4月1日）の日付を記入すること。</li> <li>入札書の封入封かんは不要とする。</li> <li>入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。</li> <li>入札書及び委任状の代表者記載欄には、入札参加資格登録申請書（更新申請書を含む。）に記載した代表者を記載すること。ただし、契約検査課に入札参加資格申請の変更届を提出し、入札日の前日までに変更届が受理された場合は、変更後の内容で入札書及び委任状を記載し、入札に参加すること。なお、変更事実のある日より前に、変更届を受理するとはできない。</li> </ul>
	② 入札書記載金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札書に記載する金額は、各サイズ1箱あたりの単価を記載すること。</li> <li>落札決定に当たっては、入札書記載金額にその金額の10%に相当する額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）を落札価格（契約単価）とするので、入札書に記載する額はその10%に相当する額（消費税及び地方消費税の額）を除いた金額を記載すること。</li> <li>入札金額の訂正は無効とする。金額を書き間違えた場合は、訂正印での修正ではなく、新しい入札書に書き直して提出すること。</li> </ul>
	③ 落札（候補）者の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札決定は、各サイズ1箱あたりの単価による決定とし、各サイズの予定価格の範囲内で、最低金額を提示した入札者を落札候補者とする。予定価格の範囲内で最低金額を提示した入札者が複数ある場合は、くじで落札候補者を決定する。</li> </ul>
14	入札回数	初度のみ1回とする。
15	入札保証金	免除
16	入札参加資格審査	<p>入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類（入札参加資格審査調書及びその他必要な書類）の提出についてFAXにより通知する。当該書類の提出を求められた場合には、通知後2時間以内に当該書類をFAXにより市に提出し、到着の有無を契約検査課に確認すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。</p> <p>（提出先）会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413</p>
17	入札の無効	<p>次に掲げる入札は無効とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>競争入札に参加する資格のない者がした入札</li> <li>委任状を持参しない代理人のした入札</li> <li>同一事項の入札について他人の代理人（受任者）を兼ね、又は2人以上の代理人となった者の行った入札</li> <li>入札書及び委任状について、次のいずれかに該当する入札       <ol style="list-style-type: none"> <li>入札書に次のいずれかの項目の記載がない入札（様式に記載欄のない場合を除く。）           <ul style="list-style-type: none"> <li>発注者名（あて名）</li> <li>入札日</li> <li>入札者名（法人の場合は所在地、名称及び代表者職氏名。個人の場合は住所及び氏名）</li> <li>件名</li> <li>入札金額</li> </ul> </li> <li>委任状にいずれかの項目の記載がない入札（様式に記載欄のない場合を除く。）           <ul style="list-style-type: none"> <li>委任日（委任状作成日）</li> <li>委任者名（法人の場合は所在地、名称及び代表者職氏名。個人の場合は住所及び氏名）</li> <li>件名</li> <li>代理人氏名</li> <li>委任日</li> <li>委任事務</li> </ul> </li> <li>入札者の印（会津若松市に使用印として登録済みの印）が押印されていない入札</li> <li>入札行為の委任により代理人が入札を行う場合に、入札書に以下の記載がない入札           <ul style="list-style-type: none"> <li>入札者名（委任者名） （法人の場合は所在地、商号及び代表者職氏名。個人の場合は住所及び氏名）</li> <li>代理入札者名（受任者名）</li> </ul> </li> <li>入札行為の委任により代理人が入札を行う場合に、入札書及び委任状に入札者（委任者）の印（会津若松市に使用印として登録済みの印）及び代理入札者（受任者）の印（委任状に押印した受任者印）が押印されていない入札</li> <li>入札書の文字及び記号について、鉛筆等消滅しやすい方法で記入された入札</li> <li>入札書の入札金額（内訳金額、単価を含む）を訂正した入札</li> <li>入札書の入札金額その他必要事項を確認しがたい入札</li> <li>誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札</li> </ol> </li> <li>同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札</li> <li>連合（談合）その他不正行為によってなされたと認められる入札</li> <li>民法上入札が無効として扱われる入札</li> <li>前各号に掲げるもののほか、法令又は市が指定した事項に違反して行われた入札</li> </ol>

18	契約事項	会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。
19	契約保証金	<p>契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、契約金額（単価契約の場合は、単価に予定数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実に認める金融機関の保証に係る証書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。</p> <p>① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合。</p> <p>② 会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。（過去2年間（契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を遡った期間。）に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。）</p>
20	その他	<p>① 不正な行為があると認めるとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止又は延期する場合がある。</p> <p>② 会津若松市競争入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。</p> <p>③ 入札開始時刻に遅刻した場合は入札に参加できない。</p> <p>④ 入札会場への入室は、各入札参加者とも「代表者」又は「受任者」（代表者から、本入札の権限を委任された者。委任状に記名押印がある者に限る。）のいずれか1名とする。</p> <p>⑤ 本公告に係る規定、様式等については市ホームページで閲覧、ダウンロードが可能。</p>